一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第五条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類） **第三条**　第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し 五～七　（略） 2　（略）	（添付書類） **第三条**　第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。 一～三　（略） 四　個人にあつては、戸籍抄本 五～七　（略） 2　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が個人である場合は、次の書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し 六　（略）	**第十三条**　法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が個人である場合は、次の書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本 六　（略）

（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第七条　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。 一　個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し 二～十二　（略）	**第三条**　法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。 一　個人にあつては、戸籍抄本 二～十二　（略）

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第八条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業の許可申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十　（略） 十一　個人にあつては、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し ハ　（略） 十二・十三　（略） 3・4　（略）	（事業の許可申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十　（略） 十一　個人にあつては、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本 ハ　（略） 十二・十三　（略） 3・4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の六第二項の規定を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。